

# ヒメバイカモ保護管理計画

## 1 保護対象種の概要

ヒメバイカモ

*Ranunculus kadzusensis* Makino

キンポウゲ科キンポウゲ属

### (1) 生態等

湖沼、溜池、河川などに生育し、国内では本州及び九州にまれに分布。北海道から本州に広く分布するバイカモに比べて葉や花が小形で、葉柄の長さ4-12mm、葉身の長さ1.5-3cm、花の直径約1cm以下。花柄はあまり伸びず、長さ1-3cmの範囲にあること



と、果実に毛が無い点でバイカモと区別することができる。九州にはバイカモが無く、ヒメバイカモのみが分布している。種子または根茎で越冬する。

- ・生育域：流水域及び止水域のどちらでも生育が可能であるが、水温の低い清流に群生するバイカモとは異なり、水田（冬季湛水田）やため池に生育している例が多い。宮城県や韓国では、汽水域でも生育が確認されている。しかし、ヒメバイカモの生育や発芽にはバイカモと同様に光が重要であり、高温に弱い。細裂する葉は、光合成に有利なように表面積を大きくし、かつ水流の抵抗を少なくするためと考えられている。減水して湿地となったところでは陸生型になる。
- ・開花時期：通年（夏季における開花数が最も多くなる）
- ・繁殖方法：繁殖は種子及び切れもにより行う。種子は埋土種子となることにより長期休眠が可能。

### (2) しまねレッドデータブック等による評価

しまねレッドデータブック（2004）においては、絶滅のおそれが最も高い「絶滅危惧Ⅰ類」に分類されている。（環境省レッドリスト（2012）：絶滅危惧ⅠB類）

## 2 島根県におけるヒメバイカモの状況

### (1) 県内での生育地域及び生育環境

県西部の高津川など限られた水系の上流域にのみで生育している。本種のパッチ数とその分布域は年によって大きく変動している。

## (2) 存続を脅かす原因

河川改修及び水質の悪化による生育環境の悪化。

## (3) 現在までの保護事業

島根県では、平成 18 年度から NPO 法人アンダンテ 21、島根大学、吉賀町教育委員会と連携して以下の保護事業（ア～ウ）を実施。また、保全活動の推進と普及啓発のため吉賀町の生育地を「みんなで守る郷土の自然」地域に選定。（平成 22 年度）

ア 自生地モニタリング調査

イ 水源地等への移植と移植地モニタリング調査

ウ ヒメバイカモ学習会の開催

## 3 保護管理事業の目標

ヒメバイカモが生育可能な河川環境を保全し、生育地における安定的な群落の維持を目指す。

## 4 保護管理事業の区域

県内における本種の自生地及び移植地

## 5 保護管理事業の内容

ヒメバイカモは、年によってパッチ数や生育場所が大きく変化するなど消長を繰り返している。また、生育条件や生育阻害要因が十分に解明されていない。このことから、モニタリングや生育条件等の調査研究を実施する。

さらに、絶滅リスクを回避するため、生育地近隣において里親制度による移植地を設け、系統保存を図る。

### (1) 個体群の保全・管理

ア モニタリング

ヒメバイカモの生育地は個体群の衰退と環境の変化が進んでいることから、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを実施する。

イ 生育条件・生育阻害要因の究明試験

ヒメバイカモの生育条件等は解明されていない部分が多いことから、保全活動を効果的に進めるための生育条件・生育阻害要因の究明試験を実施する。

#### ウ 生育地における採取の防止

ヒメバイカモは「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」により指定希少野生動植物の種に指定され採取が禁止されていることを積極的に周知するため、標識の設置等を行う。

#### エ 流出個体の適切な保護

ヒメバイカモの個体が河川の流れによって河岸等に打ち上げられている場合には、県もしくは希少野生動植物保護巡視員等により同河川流域内の定着しやすい場所へ移植する。

#### オ 絶滅リスク回避のための系統保存

ヒメバイカモの絶滅リスクを回避させるため、必要に応じて里親制度により吉賀町内の移植地にて系統保存を行う。さらに移植地並びその周辺環境はそれぞれ異なっていることから、移植地におけるヒメバイカモの保全・管理については専門家の意見を聞きながら進める。

また、自生地個体群が減少した場合には必要に応じて系統保存個体を自生地へ移植する。

### (2) 生育環境の保全及び管理

#### ア 自生地及び移植地の管理

- ・管理者と連携しながら保全及び管理を図る。
- ・ヒメバイカモの成長には光環境が重要であることから、個体の光環境を確保するため周辺のツルヨシ等の除去を実施する。
- ・周辺地域等での農薬、除草剤の適切な使用についての呼びかけを進める。

#### イ 自生地の管理

- ・出水の際にヒメバイカモが流出しにくい安定的な生育場所の創出として一部河床の掘削を実施し、河川内にワンド（よどみ部）を確保する。

### (3) 普及啓発の推進

ヒメバイカモの生育環境や保護の必要性、保護管理事業の実施等についてパンフレットでの啓発や観察会の実施などにより県民理解の醸成を図る。

観察会においては必要に応じて、個体を採取し観察を行い、観察後には生育地に戻す。

また、生育地及びその周辺地域における自主的な保護活動が展開されるよう活動の支援に努める。

## 6 他の法的規制等

河川法

## 7 事業推進の連携体制

ヒメバイカモ保護管理事業の実施に当たっては、関係行政機関・地元住民・研究機関・民間団体・事業者・希少野生動植物保護巡視員等の連携を図り、効果的に事業を推進する。

### 【用語説明】

- 自生地：植物が野生状態で生えている場所
- 移植地：自生地から植物を移植した自生地近辺の場所
- 生育地：自生地と移植地を含む
- みんなで守る郷土の自然：地域レベルで自然環境の保全が必要と認められるもののうち、地域住民または関係団体等により、みんなで守るという意識にたった保全が継続して行われているかまたは、今後こうした活動が計画されている地域を知事が選定したもの。
- 里親制度：ヒメバイカモの絶滅リスク分散のため、ボランティアによる育成者の公募を行い、育成者所有・管理の池や休耕田等に個体を移植し育成者による栽培、経過観察を行うもの。